

平成30年度分 市民税・県民税申告の手引 浜松市

市民税・県民税は前年の所得に対して課税されますので、平成29年1月～12月までの所得について申告してください。

申告期限・・・平成30年3月15日（木）

（申告相談の日程は、別紙「市民税・県民税申告相談のお知らせ」をご覧ください。）

申告が必要な人⇒平成30年1月1日現在浜松市に居住し、平成29年中に所得のあった人

※ただし、次のいずれかに該当する人は申告の必要はありません。

- (1) 税務署へ確定申告をした人（P4《補足》により、所得税と異なる課税方式を選択する人を除く）
- (2) 公的年金等の収入のみで、公的年金等の源泉徴収票に記載されている控除以外に追加する控除のない人
※別紙「公的年金等の収入の申告について」をご覧ください。
- (3) 勤務先から給与支払報告書が市役所に提出され、その他に所得や控除のない人
- (4) 非課税所得のみの人（遺族年金・障害年金・雇用保険などを受給していた人）

◎平成29年中に所得がなかった人、上記（4）に該当する人は、申告の義務はありませんが、各種申請手続き等（※）の資料となりますので、必要な人は申告してください。

（※）非課税証明書・国民健康保険料・児童扶養手当・保育料の算定及び減免・ビザ申請・国民年金の免除申請・公営住宅家賃の算定など

申告に必要なもの

- (1) 市民税・県民税申告書
- (2) マイナンバーカード又は番号確認書類（通知カードなど）と身元確認書類（免許証など）
- (3) 認印（スタンプ印は不可）、ボールペン、電卓
- (4) 平成29年中の収支が明らかにできるもの（源泉徴収票・支払証明書・収支内訳書・帳簿類など）
- (5) 平成29年中に支払った社会保険料・国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料・寄附金などの領収書、国民年金保険料・生命保険料・地震保険料の控除証明書（支払額証明書）、医療費控除・セルフメディケーション税制の明細書など
- (6) 障害者控除を受ける人は、障害者手帳（コピー可）など
- (7) 配偶者特別控除を受ける人は、配偶者の所得が確認できるもの（源泉徴収票など）
- (8) 国外居住親族（16歳未満の扶養親族を含む）に係る扶養控除等を受ける人は、親族関係書類及び送金関係書類（外国語で作成されている場合には、日本語での翻訳文も添付）

※源泉徴収票や各種控除の証明書を紛失された人は、証明書などを発行しているところに再発行を依頼してください。

※医療費控除を申告する人は、領収書の添付又は提示に代えて医療費控除の明細書の添付が必要となります。（P9参照）

◎申告書を郵送する場合は、必要事項をご記入の上、源泉徴収票・控除証明書・マイナンバーカードの表面及び裏面の写し又は番号確認書類と身元確認書類の写し等の関係書類を同封し、市民税課へお送りください。（関係書類は、申告書に貼り付けないでください。）

※証明書などがないと控除が適用されないことがあります。

※関係書類等の返却を希望する人は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

浜松市ホームページで市民税・県民税申告書の作成ができます。

【浜松市トップページ>くらし・手続き>税金>市民税>市・県民税の申告>申告書の作成】

<http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/shiminze/zei/siminze/shinkoku.html>



お問合せ・郵送先

〒430-0948

浜松市中区元目町120番地の1 元目分庁舎2階
浜松市 財務部 市民税課 個人市民税グループ
Tel (053) 457-2145

申告書の書き方

申告書表面

平成30年度分 市民税・県民税 申告書

表

(あて先) 浜松市長		現住所 浜松市中区元城町103番地の2	宛名番号	
1月1日現在の住所 同上		フリガナ ハマ Mats タロウ	業種又は職業 会社員	
提出年月日	氏名 浜松太郎	個人番号	電話番号 〇〇〇-××××	
年 月 日	生年月日 大平 27・1・10	世帯主の氏名 浜松太郎	世帯主の柄 本人	

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

控除の種類	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
00 雑損控除	損害金額	保険金などで補てんされる金額	差し引く金額のうち災害関連支出の金額
01 医療費控除	支払った医療費等	45,680円	保険金などで補てんされる金額 3,000円
02 社会保険料控除	源泉票・任意継続 国民年金・その他 国保・介護・後期 合計		支払った保険料 156,770円 154,500円 311,270円
04 生命保険料控除	(支払った)新生命保険料の計 (支払った)新個人年金保険料の計 (支払った)介護医療保険料の計		(支払った)旧生命保険料の計 20,000円 (支払った)旧個人年金保険料の計 120,000円
05 地震保険料控除	(支払った)地震保険料の計		(支払った)旧長期損害保険料の計
06 寡婦(寡夫)控除 (別居・生計不明・離婚・未婚)	07 勤労学生控除 (学校名)		
08 障害者控除	1 氏名 個人番号 2 氏名 個人番号	障害の程度	
09 配偶者控除 配偶者 氏名 個人番号	ハママツ ハナコ 生年月日 大平 38・2・3 配偶者の合計所得金額 123,500円		
10 扶養控除	1 氏名 生年月日 同居・別居の区分 ハママツ ジロウ 大平 7・3・5 同居 納税 子 個人番号 〇〇〇〇××××△△△△ 控除額 45万円		
	2 氏名 生年月日 同居・別居の区分 ハママツ イチタロウ 大平 14・5・4 同居 納税 父 個人番号 〇〇〇〇××××△△△△ 控除額 38万円		
	3 氏名 生年月日 同居・別居の区分 個人番号 控除額		
	4 氏名 生年月日 同居・別居の区分 個人番号 控除額		
16 16歳未満の扶養親族控除対象外	1 氏名 生年月日 同居・別居の区分 ハママツ サブロウ 平 14・11・3 同居 納税 子 個人番号 〇〇〇〇××××△△△△		
	2 氏名 生年月日 同居・別居の区分 個人番号 控除額		
	3 氏名 生年月日 同居・別居の区分 個人番号 控除額		
別居の扶養親族等がある場合には、裏面「12」に氏名、個人番号及び住所を記入してください。			
扶養控除額の合計 83万円			

所得の種類	金額
1 収入金額等	
事業所得	
不動産所得	1,200,000
配当所得	100,000
雑所得	1,809,500
公的年金等	1,762,856
その他	612,350
総合課税	
短期	
長期	
一時	150,000
2 所得金額	
事業所得	
不動産所得	91,548
配当所得	100,000
雑所得	1,085,600
公的年金等	611,906
総合課税	
一時	75,000
合計	1,964,054
3 所得から差し引かれる金額	
雑損控除	00
医療費控除	01 30,680
社会保険料控除	02 311,270
小規模企業共済等掛金控除	03
生命保険料控除	04 70,000
地震保険料控除	05 25,000
寡婦(寡夫)控除	06
勤労学生控除	07
障害者控除	08
配偶者控除	09 330,000
配偶者特別控除	10
扶養控除	11 830,000
基礎控除	22 330,000
合計	1,926,950

地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の口に「1」と記入してください。

5 給与・公的年金等に係る所得以外(平成30年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法

給与から差引き(特別徴収)
 自分で納付(普通徴収)

「個人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

裏面にも記載する欄がありますから注意してください。

→セルフメディケーション税制(P9参照)を選択する人は、区分に「1」を記入してください。

申告書裏面

6 給与所得の内訳

(日給などの給与所得のある人で、源泉徴収票のない人は記入してください。)

月	日	給	勤務日数	月	収
1		円			円
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
賞与等					円
合計					
勤務先所在地					
勤務先名					
電話番号					

▶ 事業・不動産所得の収支内訳は別紙用紙をご利用ください。

裏

7 事業・不動産所得に関する事項

所得の種類	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費	青色申告特別控除額
不動産	(貸家)〇〇町〇〇番地	1,200,000 円	1,108,452 円	円

8 配当所得に関する事項

配当所得の種類	所得の生ずる場所	支払確定年月	収入金額	必要経費
	△△株式会社	.	100,000 円	0 円
		.		
		.		
		.		
		.		

9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項

種目	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費
個人年金	△△生命保険	612,350 円	563,300 円

10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

総合譲渡	短期	長期	収入金額		必要経費		所得金額	
			円	円	円	円	イ	ロ
一時			1,600,000	950,000	650,000	500,000	ハ	150,000
二 合計イ+(ロ+ハ)×1/2								75,000

右のイの金額を表面のイに、ロの金額を表面のロに、ハの金額を表面のハに記入してください。右のニの金額を表面のロの所得金額欄へ記入してください。

11 事業専従者に関する事項

氏名	続柄	生年月日	明・大昭・平	専従者給与(控除)額	円
1 氏名					
2 氏名					
3 氏名					
所得税における青色申告の承認の有無					合計額

13 事業税に関する事項

非課税所得など	所得金額	円
前年中の開始・廃止	開始・廃止	月 日

12 別居の扶養親族等に関する事項

氏名	個人番号	住所
1 氏名	〇〇〇〇〇〇×××××△△△△	住所 浜松市〇区〇〇町〇〇番地△△老人ホーム
2 氏名		住所
3 氏名		住所

14 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得金額に含め、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、下の各欄に配当割額及び株式等譲渡所得割額を書き入れてください。

配当割額控除額	5,000 円
株式等譲渡所得割額控除額	

15 寄附金に関する事項

都道府県、市区町村分	10,000 円
静岡県共同募進会、日赤静岡県支部	
条例指定分	静岡県 3,000
	浜松市 3,000

※寄附した団体などから交付された寄附金の受領証等を添付又は提示していただく必要があります。

◎参考事項(昨年中に所得のなかった方)

該当記号を○で囲んで記入してください。

a. 下記の人に扶養(補助)されていた。

(住所) _____

(氏名) _____ (あなたとの親)

b. 学生であった (学校名) _____

平成 年 月卒業見込

c. 雇用保険(失業保険)を受給していた。

平成 年 月から 平成 年 月まで 円

d. 遺族年金を受給していた。

e. 障害年金を受給していた。

f. その他 _____

▶ 所得のなかった人・非課税所得のあった人の記入する欄
非課税証明、国民健康保険料、児童扶養手当等の資料となりますので、ご記入の上、提出してください。

所得の種類

事業	①営業等	販売業、製造業、飲食店業、料理店業、建設業、サービス業などの営業又は医師、弁護士、外交員、集金人など事業から生ずる所得	(別紙) 収支内訳書を作成し、申告の際には添付してください。
	②農業	農産物の生産、果樹栽培、家畜の飼育などから生ずる所得	
③不動産	貸家、貸間、貸アパート、貸駐車場、貸地などによる所得		
④利子	公社債や預貯金の利子及び公社債投資信託や貸付信託の収益の分配金などによる所得 ※源泉分離課税となっている預貯金の利子等については申告できません。 ※特定公社債等の利子等は「上場株式等の配当等」に含まれます。		
⑤配当	株式や出資金に対する利益の配当、剰余金の分配金などによる所得		
⑥給与	給料、賃金、賞与などによる所得（前年中の総支払額で税金などを差し引く前の金額で算出します。） 日給又は所得税を徴収していない事業所に勤務している人は、事業主から給与の支払明細書を受けるか、申告書裏面の月別収入欄に日給、勤務日数等を記入してください。 給与所得は、「給与所得の求め方」（下表）で算出してください。		
⑦雑	公的年金等	a 年金、恩給などによる所得 公的年金等の所得金額は、「公的年金等所得の求め方」（下表）で算出してください。	
	その他	b 互助年金、原稿料、生命保険年金などで上記①～⑦（公的年金等）及び⑧のいずれにも該当しない所得 所得の求め方は、「収入－必要経費」になります。	
⑧	総合譲渡	土地建物以外の資産（営業権、車両、機械器具など）の譲渡による所得で、所有期間によって長期（5年超）と短期（5年以内）に区分されます。 なお、特別控除が50万円まであります。	
	一時	賞金、懸賞当選金、生命保険の満期返戻金などのような一時的な所得 なお、特別控除が50万円まであります。	

◎ 事業・不動産所得がある場合は、別紙の収支内訳書を添付してください。

◎ 雑所得は a・b の所得の合計金額を申告書⑦へ記入してください。

◎ 総合譲渡（長期）・一時所得はその 1/2 が課税対象です。

◀補足▶ 上場株式等の配当等や源泉徴収口座の上場株式等の譲渡に係る所得について、確定申告書とは別に、市民税・県民税申告書を期限内に提出することにより、所得税と異なる課税方式（申告不要制度、総合課税（配当所得のみ）、申告分離課税）を選択することができます。

給与所得の求め方

給与等の収入金額の合計額(A)	給与所得金額	給与等の収入金額の合計額(A)	給与所得金額
～ 650,999 円	0 円	1,628,000 円 ～ 1,799,999 円	(B) × 60%
651,000 円 ～ 1,618,999 円	(A) - 650,000 円	1,800,000 円 ～ 3,599,999 円	(B) × 70% - 180,000 円
1,619,000 円 ～ 1,619,999 円	969,000 円	3,600,000 円 ～ 6,599,999 円	(B) × 80% - 540,000 円
1,620,000 円 ～ 1,621,999 円	970,000 円	6,600,000 円 ～ 9,999,999 円	(A) × 90% - 1,200,000 円
1,622,000 円 ～ 1,623,999 円	972,000 円	10,000,000 円 ～	(A) - 2,200,000 円
1,624,000 円 ～ 1,627,999 円	974,000 円		(B) = (A) ÷ 4 (千円未満切捨) × 4

公的年金等所得の求め方

受給者の年齢	収入金額 (C)	所得金額
65歳以上 昭和28年1月1日 以前に生まれた人	～ 3,299,999 円	(C) - 1,200,000 円
	3,300,000 円 ～ 4,099,999 円	(C) × 75% - 375,000 円
	4,100,000 円 ～ 7,699,999 円	(C) × 85% - 785,000 円
	7,700,000 円 ～	(C) × 95% - 1,555,000 円
65歳未満 昭和28年1月2日 以後に生まれた人	～ 1,299,999 円	(C) - 700,000 円
	1,300,000 円 ～ 4,099,999 円	(C) × 75% - 375,000 円
	4,100,000 円 ～ 7,699,999 円	(C) × 85% - 785,000 円
	7,700,000 円 ～	(C) × 95% - 1,555,000 円

※ 算出された所得の小数点以下は切り捨てます。

各種控除

(平成29年1月～12月までに支払ったもの) ★は申告に必要なもの

⑩	雑損控除	<p>あなたや平成29年中の総所得金額等が38万円以下の配偶者やその他の親族で、あなたと生計を一にする人が、災害や盗難、横領によって住宅や家財などに損害を受けた場合、次のア、イいずれか多い方の金額</p> <p>ア 損失額(損害金額－保険金で補てんされる金額)－総所得金額等の10%</p> <p>イ 損失額のうち災害関連支出金額－50,000円</p> <p>★ 証明書及び領収書</p>								
⑪	医療費控除	<p>あなたやあなたと生計を一にする配偶者やその他の親族のために医療費を支払った場合、適用されます。詳しくはP8～P9の「医療費控除について」をご覧ください。</p> <p>※ 医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)を選択することもできます。その場合、申告書の「医療費控除」欄の区分欄に「1」を記入してください。</p> <p>★ 医療費控除の明細書(平成30年度から平成32年度までは医療費の領収書等でも可)</p>								
⑫	社会保険料控除	<p>あなたが支払った社会保険料及び、あなたやあなたと生計を一にする配偶者やその他の親族が負担すべき国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、介護保険料をあなたが支払った場合、その合計額</p> <p>※ 生計を一にする配偶者その他の親族の年金から差し引かれている社会保険料は、あなたの社会保険料控除の対象にはなりません。なお、国民健康保険料や後期高齢者医療保険料で口座振替により、あなたがその保険料を支払った場合には、あなたの控除の対象となります。</p> <p>★ 領収書、支払額証明書、源泉徴収票、国民年金保険料控除証明書</p>								
⑬	小規模企業共済等掛金控除	<p>小規模企業共済法の共済契約に係る掛金、確定拠出年金法の企業型年金加入者掛金及び個人型年金加入者掛金、心身障害者扶養共済制度に係る掛金を支払った場合、その金額</p> <p>★ 支払った掛金額の証明書</p>								
⑭	生命保険料控除	<p>あなたやあなたの配偶者、その他の親族を受取人とする生命保険料をあなたが支払った場合、適用されます。(限度額70,000円)(配当金や割戻金は、保険料支払額から差し引きます。)</p> <p>※ P7の「生命保険料控除計算表」で控除額が計算できます。</p> <p>★ 控除証明書(支払額証明書)</p>								
⑮	地震保険料控除	<p>あなたやあなたと生計を一にする配偶者やその他の親族の所有する居住用家屋・生活用動産を保険等の目的とし、かつ、地震等を原因とする火災等により生じた損失の額を補てんする保険金等が支払われる損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料等をあなたが支払った場合、その合計額の1/2(限度額25,000円)</p> <p>なお、経過措置として、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約(保険期間が10年以上で満期返戻金のあるもの)に係る保険料については、従前の損害保険料控除が適用されます。</p> <p>A + Bの金額。(限度額25,000円)</p> <p>A 地震保険料 支払保険料 × 1/2 (限度額25,000円)</p> <p>B 旧長期損害保険料</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>支払保険料</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～ 5,000円</td> <td>支払保険料の全額</td> </tr> <tr> <td>5,001円 ～ 15,000円</td> <td>支払保険料 × 1/2 + 2,500円</td> </tr> <tr> <td>15,001円 ～</td> <td>10,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ ただし、AとB両方の支払いが証明された保険契約は、AかBどちらか一方(地震保険料控除額が多くなる方)のみに該当するものとして計算。</p> <p>★ 控除証明書(支払額証明書)</p>	支払保険料	控除額	～ 5,000円	支払保険料の全額	5,001円 ～ 15,000円	支払保険料 × 1/2 + 2,500円	15,001円 ～	10,000円
支払保険料	控除額									
～ 5,000円	支払保険料の全額									
5,001円 ～ 15,000円	支払保険料 × 1/2 + 2,500円									
15,001円 ～	10,000円									
⑯	寡婦(寡夫)控除	寡婦	<p>①夫と死別・離婚した後、再婚していない人や夫が生死不明などの人で、扶養親族や総所得金額等が38万円以下の生計を一にする子のある人</p> <p>②扶養親族は無くても、夫と死別した後再婚していない人や夫が生死不明などの人で、合計所得金額が500万円以下の人</p>	控除額						
		特別寡婦	寡婦のうち扶養親族である子があり、合計所得金額が500万円以下の人	26万円						
		寡夫	妻と死別・離婚した後、再婚していない人や妻が生死不明などの人で、総所得金額等が38万円以下の生計を一にする子がある場合で、合計所得金額が500万円以下の人	30万円						
⑰	勤労学生控除	<p>大学、高等学校などの学生又は生徒で、合計所得金額が65万円以下の人(ただし、自己の勤労によらない所得が10万円以下)が対象となります。</p> <p>★ 在学証明書又は学生証</p>	26万円							

⑱	障害者控除	あなたや控除対象配偶者、扶養親族が障害者である場合適用されます。 ★ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等	控除額																								
		普通障害者 身体障害者手帳に身体上に障害があると記載されている人、精神保健指定医等の判定により知的障害者とされた人、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人、福祉事務所から障害者控除対象者認定書の交付を受けている人等	26万円																								
		特別障害者 障害者のうち、身体障害者手帳で1・2級、療育手帳でA判定、精神障害者保健福祉手帳で1級の人等	30万円																								
		同居特別障害者 特別障害者である控除対象配偶者や扶養親族で、あなたやあなたの配偶者、あなたと生計を一にする親族のいずれかとの同居を常況としている人	53万円																								
⑲	配偶者控除 ※配偶者特別控除を併せて受けることはできません。	あなたが、控除対象配偶者を有する場合に受けられます。																									
		控除対象配偶者 あなたと生計を一にする配偶者（他の者の扶養親族・事業専従者（青色・白色）を除く）で、平成29年中の合計所得金額が38万円以下の人	33万円																								
		老人控除対象配偶者 控除対象配偶者のうち、70歳以上の人（昭和23年1月1日以前生まれ）	38万円																								
⑳	配偶者特別控除 ※配偶者控除を受ける方は、配偶者特別控除を併せて受けることはできません。	あなたと生計を一にする配偶者の平成29年中の合計所得金額が38万円を超え、76万円未満で、以下のア～エの条件をすべて満たす場合、配偶者特別控除を適用することができます。 ア あなたの平成29年中の合計所得金額が1,000万円以下であること イ あなたと生計を一にしていること ウ 配偶者が事業専従者（青色・白色）や他の者の扶養親族でないこと エ 配偶者がこの控除の適用を受けないこと																									
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>配偶者の合計所得金額</th> <th>控除額</th> <th>配偶者の合計所得金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～380,000円</td> <td>0円</td> <td>600,000～649,999円</td> <td>16万円</td> </tr> <tr> <td>380,001～449,999円</td> <td>33万円</td> <td>650,000～699,999円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>450,000～499,999円</td> <td>31万円</td> <td>700,000～749,999円</td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td>500,000～549,999円</td> <td>26万円</td> <td>750,000～759,999円</td> <td>3万円</td> </tr> <tr> <td>550,000～599,999円</td> <td>21万円</td> <td>760,000～</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table>	配偶者の合計所得金額	控除額	配偶者の合計所得金額	控除額	～380,000円	0円	600,000～649,999円	16万円	380,001～449,999円	33万円	650,000～699,999円	11万円	450,000～499,999円	31万円	700,000～749,999円	6万円	500,000～549,999円	26万円	750,000～759,999円	3万円	550,000～599,999円	21万円	760,000～	0円	
		配偶者の合計所得金額	控除額	配偶者の合計所得金額	控除額																						
		～380,000円	0円	600,000～649,999円	16万円																						
		380,001～449,999円	33万円	650,000～699,999円	11万円																						
		450,000～499,999円	31万円	700,000～749,999円	6万円																						
		500,000～549,999円	26万円	750,000～759,999円	3万円																						
550,000～599,999円	21万円	760,000～	0円																								
㉑	扶養控除	あなたが、控除対象扶養親族を有する場合に適用されます。 扶養親族とは あなたと生計を一にする配偶者以外の親族（6親等内の血族及び3親等内の姻族。他の者の扶養親族・事業専従者（青色・白色）を除く）で、平成29年中の合計所得金額が38万円以下の人。生年月日により、控除額が変わります。（下記参照） ※ 別居の扶養親族等がある場合には、申告書裏面に氏名・住所を記入してください。 ★ 国外居住親族（16歳未満の扶養親族を含む）に係る扶養控除等を受ける場合、親族関係書類及び送金関係書類（外国語で作成されている場合には、日本語での翻訳文も添付）																									
		控除対象扶養親族 16歳以上の人（平成14年1月1日以前生まれ）	33万円																								
		特定扶養親族 19歳以上23歳未満の人 （平成7年1月2日生まれから平成11年1月1日生まれ）	45万円																								
		老人扶養親族 70歳以上の人（昭和23年1月1日以前生まれ）	38万円																								
		同居老親等 老人扶養親族のうち、あなたやあなたの配偶者の直系尊属で、あなたやあなたの配偶者のいずれかとの同居を常況としている人	45万円																								
		年少扶養親族 16歳未満の人（平成14年1月2日以降生まれ） ※ 扶養控除の対象外ですが、課税・非課税の判定などに使用するため年少扶養親族がいる人は、氏名等を記載してください。	—																								
㉒	基礎控除	全ての人に適用される控除です。	33万円																								

※⑱から㉑までの控除を受けられるかどうかの判定は、前年の12月31日の現況によります。ただし、その人が年途中で死亡した場合は、その死亡のときの現況によります。

「生計を一にする」とは？

日常生活の費用を共にすることをいいます。勤務の都合や修学、療養などのために家族と別居している場合でも、生活費、学資金又は療養費などを常に送金しているときや、日常の起居を共にしていない親族が、勤務、修学等の余暇には他の親族のもとで起居を共にしているときは、「生計を一にする」ものとして取り扱われます。

生命保険料控除計算表

区分	支払った保険料	計算式	控除額		
			一般の生命保険	個人年金保険	介護医療保険
旧契約	～ 15,000 円	支払額	円	円	円
	15,001 円 ～ 40,000 円	支払額 × 1 / 2 + 7,500 円	円	円	円
	40,001 円 ～ 70,000 円	支払額 × 1 / 4 + 17,500 円	円	円	円
	70,001 円 ～	35,000 円	円	円	円
	旧契約の控除額 (A)		①	円	②
新契約	～ 12,000 円	支払額	円	円	円
	12,001 円 ～ 32,000 円	支払額 × 1 / 2 + 6,000 円	円	円	円
	32,001 円 ～ 56,000 円	支払額 × 1 / 4 + 14,000 円	円	円	円
	56,001 円 ～	28,000 円	円	円	円
	新契約の控除額		③	円	④
新契約・旧契約の控除額の合計 (B)		①+③	円	②+④	円
			(限度額 28,000 円)	(限度額 28,000 円)	円
(A)と(B)のいずれか大きい金額 (介護医療保険は⑤の金額)			(ア)	円	(イ) 円 (ウ) 円
市民税・県民税の生命保険料控除額 (ア)+(イ)+(ウ)			円 (適用限度額 70,000 円)		

- ※ 配当金や割戻金は、支払った保険料から差し引きます。
- ※ 旧契約：平成23年12月31日以前に契約した保険契約など
- ※ 新契約：平成24年1月1日以後に契約した保険契約など

用語説明

「課税総所得金額」とは？

下記(ア)、(イ)の合計金額(ただし、下記の繰越控除を受けている場合は、その適用後の金額をいいます。)から、所得控除合計額を差し引いた金額(1,000円未満切捨て)をいいます。

「合計課税所得金額」とは？

下記(ア)、(イ)の合計金額に、退職所得金額、山林所得金額を加算した金額(ただし、下記の繰越控除を受けている場合は、その適用後の金額をいいます。)から、所得控除合計額を差し引いた金額(1,000円未満切捨て)をいいます。

「総所得金額等」とは？

下記(ア)、(イ)、(ウ)の合計額に、退職所得金額、山林所得金額を加算した金額です。ただし、下記の繰越控除を受けている場合は、その適用後の金額をいいます。

「合計所得金額」とは？

下記(ア)、(イ)、(ウ)の合計額に、退職所得金額、山林所得金額を加算した金額です。ただし、下記の繰越控除を受けている場合は、その適用前の金額をいいます。

- (ア) 事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得、雑所得の合計額(損益通算後の金額)
- (イ) 総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額(損益通算後の金額)の1/2の金額
- (ウ) 申告分離課税(それぞれ特別控除前)の所得金額の合計額

繰越控除

- 純損失や雑損失の繰越控除
- 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除
- 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除
- 上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除
- 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除
- 先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除

医療費控除について

平成29年中に支払った医療費や特定の医薬品の購入費がある場合には、一定の金額を医療費控除として所得から差し引くことができます。なお、次の「1 医療費控除」と「2 医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)」は、どちらか一方を選択して適用することになりますので、両方の控除を併せて適用することはできません。

1 医療費控除

あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族のために平成29年中に支払った医療費がある場合は、次の算式によって計算した金額を医療費控除として所得から差し引くことができます。

※ 医療費は、平成29年中に実際に支払ったものに限って控除の対象となります。未払となっている医療費は、実際に支払った年の医療費控除の対象となります。

《算式》

$$\left[\begin{array}{l} \text{平成29年中に} \\ \text{支払った医療費} \\ \text{の総額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{保険金などで} \\ \text{補てんされる金額} \end{array} \right] - \left\{ \begin{array}{l} 10万円 \\ \text{所得の合計額が200万円まで} \\ \text{の人は、所得の合計額の5\%} \end{array} \right\} = \begin{array}{l} \text{医療費控除額} \\ \text{(最高200万円)} \end{array}$$

《医療費控除の対象となる医療費》

病状などに応じて一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額が対象となります。

医療費控除の対象	控除の対象に含まれるもの(例示)	控除の対象に含まれないもの(例示)
<ul style="list-style-type: none"> ○医師、歯科医師による診療や治療の対価 ○治療のためのあんまマッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師などによる施術の対価 ○助産師による分べんの介助の対価 ○医師等による一定の特定保健指導の対価 ○介護福祉士等による喀痰吸引等の対価 	<ul style="list-style-type: none"> ○医師等による診療等を受けるために直接必要なもので、以下のような費用 <ul style="list-style-type: none"> ・通院費 ・医師等の送迎費 ・入院の対価として支払う部屋代や食事代 ・医療用器具の購入や賃借のための費用 ・義手、義足、松葉づえや義歯等の購入の費用 ・身体障害者福祉法などの規定により、都道府県や市町村に納付する費用のうち、医師等の診療費用などに当たるもの ・6か月以上の寝たきりの人のおむつ代で、その人の治療をしている医師が発行した証明書(「おむつ使用証明書」)のあるもの(※1) ○介護保険制度の下で提供される一定の施設・居宅サービス等の対価(※2) 	<ul style="list-style-type: none"> ○容姿を美化し、容ぼうを変えるなどの目的で行った整形手術の費用 ○健康診断の費用(※3) ○タクシー代(電車やバスなどの公共交通機関が利用できない場合を除きます。) ○自家用車で通院する場合のガソリン代や駐車料金 ○治療を受けるために直接必要としない、近視や遠視のための眼鏡等の購入費用
○保健師や看護師、准看護師による療養上の世話の対価	左記以外で、療養上の世話を受けるために特に依頼した人に支払う療養上の世話の対価	○親族に支払う療養上の世話の対価
○治療や療養に必要な医薬品の購入の対価	<ul style="list-style-type: none"> ○かぜの治療のために使用した一般的な医薬品の購入費用 ○医師等の処方や指示により医師等による診療等を受けるため直接必要なものとして購入する医薬品の購入費用 	○疾病の予防又は健康増進のために供されるものの購入費用(疾病を予防するための予防接種の費用を含みます。)
○病院、診療所又は助産所などへ収容されるための人的役務の提供の対価	○病状からみて急を要する場合に病院に収容されるための費用	○親族などから人的役務の提供を受けたことに対し支払う謝礼

※1 おむつ代について医療費控除を受けることが2年目以降で、介護保険法の要介護認定を受けている一定の人は、市町村長等が交付するおむつ使用の確認書等を「おむつ使用証明書」に代えることができます。なお、この「おむつ使用証明書」は市民税・県民税申告書に添付又は提示する必要があります。

※2 介護保険制度の下で提供される施設・居宅サービス等の対価のうち、医療費控除の対象となる金額は、指定介護老人福祉施設等や指定居宅サービス事業者等が発行する領収書に記載されることになっています。

※3 人間ドックなどの健康診断や特定健康診査の費用は控除の対象となりませんが、健康診断の結果、重大な疾病が発見された場合で、引き続き治療を受けるとき、又は特定健康診査を行った医師の指示に基づき一定の特定保健指導を受けたときには、健康診断や特定健康診査の費用も医療費控除の対象となります。

《申告に必要な書類》

医療費控除の明細書(添付)

※ 健康保険組合などが発行する「医療費のお知らせ」などの医療費通知を添付する場合には、明細の記入を省略できます。

ただし、次の6項目すべてが記載されているものが対象です。

- ①被保険者等の氏名 ②療養を受けた年月 ③療養を受けた者 ④療養を受けた病院、診療所、薬局等の名称
⑤被保険者等が支払った医療費の額 ⑥保険者等の名称

2 医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）

あなたが平成29年中に健康の保持増進及び疾病の予防に一定の取組（※1）を行っている場合で、あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族のために特定一般用医薬品等購入費（※2）を支払った場合には、次の算式によって計算した金額を医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）として所得から差し引くことができます。（※3）

※1 一定の取組とは、インフルエンザの予防接種、がん検診、定期健康診断、特定健康診査などです。なお、一定の取組に要した費用については控除の対象にはなりませんのでご注意ください。

※2 医師によって処方される医薬品から、薬局などで購入できるOTC医薬品に転用された医薬品です。

※3 セルフメディケーション税制を選択する場合には、申告書の「医療費控除」欄の「区分」欄に「1」と記入してください。具体的な記載方法はP2をご覧ください。

《算式》

平成29年中に支払った特定 一般用医薬品等購入費の総額	－	保険金などで 補てんされる金額	＝	1万2千円	＝	医療費控除額 (最高8万8千円)
--------------------------------	---	--------------------	---	-------	---	---------------------

《セルフメディケーション税制の対象となる医薬品等購入費》

セルフメディケーション税制の対象となる医薬品には、購入の際の領収書などにセルフメディケーション税制の対象商品である旨が表示されています。具体的な品目一覧は、厚生労働省のホームページに掲載されている「対象品目一覧」をご覧ください。

《申告に必要な書類》

(1) セルフメディケーション税制の明細書（添付）

(2) 平成29年中にあなたが一定の取組を行ったことを明らかにする書類（添付又は提示）

健康診断などの結果通知表や領収書などで、次の3項目が記載されているものが対象です。

①氏名 ②取組を行った年 ③事業を行った保険者又は取組に係る診察を行った医療機関などの名称

※ 結果通知表は健診結果部分を黒塗り又は切り取りなどをして写しで差し支えありません。

3 保険金などで補てんされる金額

次のようなものは、支払った医療費から差し引きます。

(1) 生命保険契約や損害保険契約に基づき医療費の補てんを目的として支払を受ける医療保険金や入院費給付金、傷害費用保険金など

(2) 社会保険や共済に関する法律やその他の法令の規定に基づき、医療費の支払の事由を給付原因として支給を受ける給付金（例えば、健康保険法の規定により支給を受ける療養費や出産育児一時金、家族出産育児一時金、家族療養費、高額療養費、高額介護合算療養費など）

(3) 医療費の補てんを目的として支払を受ける損害賠償金

(4) 任意の互助組織から医療費の補てんを目的として支払を受ける給付金

※ 保険金などで補てんされる金額は、その給付の目的となった医療費の金額を限度として差し引きますので、引ききれない金額が生じた場合であっても他の医療費からは差し引けません。

◎平成30年度分の申告から医療費控除の明細書の添付が必要となりました。

明細書の添付により、領収書の添付又は提示は不要となりますが、領収書は5年間保存する必要があります。明細書の記載例については、下記をご参照ください。

また経過措置として、平成30年度分から平成32年度分までの申告については、従来どおり医療費の領収書を添付又は提示によることもできます。

《医療費控除の明細書》

【記載例】

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
浜松 太郎	■ ■ 病院	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費	9,400 円	
同上	▲ ▲ 薬局	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input checked="" type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費	700	
浜松 花子	○ ○ 診療所	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費	4,400	

※ 医療を受けた人、病院・薬局ごとに医療費を合計して記載します。

《セルフメディケーション税制の明細書》

【記載例】

(1) 薬局などの支払先の名称	(2) 医薬品の名称	(3) 支払った金額
○ ○ 薬局	ABC胃腸薬、ゼイムSS	2,891 円
□ □ ドラッグストア	○ ○ ○、△ △ △、□ □ □	15,580
〃	◇ ◇ ◇、◎ ◎ ◎、▽ ▽ ▽	

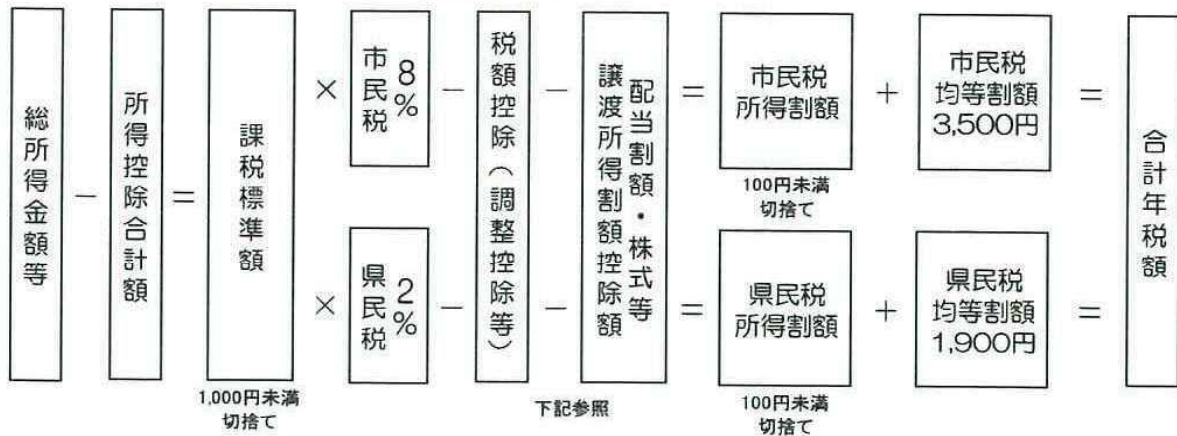
※ 医薬品の名称が枠内に記入しきれない場合は、複数行にわたり記載し、合計額を記入します。

※ 領収書に控除対象医薬品であることが表示されています。

領収書の表示例

○ ○ 薬局	
△ △ 店 TEL03-***-****	
■ 領収書 ■	
2017年4月1日(土) 12:00	
★ ABC胃腸薬	¥753
しょうが湯	¥429
目薬	¥1,382
★ ゼイムSS	¥2,138
ハンドソープ	¥537
小計 5点	¥5,239
合計	¥5,239
★印はセルフメディケーション税制対象商品です	

市民税・県民税の計算方法



《市民税・県民税の税率》

(1) 均等割額

市民税	3,500円
県民税	1,900円

※市民税には、「防災・減災のための市民税500円」が含まれます。

※県民税には、「森林（もり）づくり県民税400円」と「防災・減災のための県民税500円」が含まれます。

(2) 所得割

市民税	8%
県民税	2%

※分離課税の税率については、市民税課までお問合せください。

《税額控除》

①調整控除

以下の区分に応じて計算した額が、市民税・県民税の所得割額から控除されます。

市民税・県民税の合計課税所得金額が200万円以下の人

次の①と②のいずれか少ない金額の5%（市民税4%、県民税1%）に相当する金額

- ① 人的控除の差の合計額 ② 市民税・県民税の合計課税所得金額

市民税・県民税の合計課税所得金額が200万円超の人

以下の計算式により、算出された額

人的控除の差の合計額 - (合計課税所得金額 - 200万円) の5%（市民税4%、県民税1%）

※算出された額が2,500円未満の場合は、2,500円（市民税2,000円、県民税500円）

所得税と市民税・県民税の人的控除の差

(単位 万円)

控除の種類	金額	
基礎控除	5	
障害者控除	普通	1
	特別	10
	同居特別	22
寡婦控除	一般	1
	特別	5
寡夫控除	1	
勤労学生控除	1	

控除の種類			金額
配偶者控除	一般		5
	老人		10
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額	38万円超40万円未満	5
		40万円以上45万円未満	3
扶養控除	一般		5
	特定		18
	老人		10
	同居老親等		13

②配当控除

株式配当などの配当所得があるときは、その額に以下の率を乗じた額が市民税・県民税の所得割額から控除されます。

種類	課税標準額	1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
		市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当		2.24%	0.56%	1.12%	0.28%
特定証券 投資信託等	外貨建等証券投資信託以外	1.12%	0.28%	0.56%	0.14%
	外貨建等証券投資信託	0.56%	0.14%	0.28%	0.07%

※配当などの種類によっては、配当控除の適用がない場合があります。

※申告分離課税を選択した上場株式等の配当等に係る配当所得には、配当控除の適用がありません。

③住宅借入金等特別税額控除

平成21年から平成29年までに入居し、前年分の所得税において、住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、次の①又は②のいずれか少ない額が市民税・県民税の所得割額から控除されます。(控除割合は、市民税4/5、県民税1/5です。)

なお、控除の適用には、給与の年末調整、又は3月15日(木)までに確定申告が必要となりますので、ご注意ください。

①所得税の住宅借入金等特別控除のうち、所得税から控除しきれなかった額

②所得税の課税総所得金額等の5% (97,500円が上限となります。)

※平成26年4月から平成29年までに入居し、住宅の対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が8%の場合は、7% (136,500円が上限となります)

④寄附金税額控除

次のいずれかに該当する寄附金がある場合は、一定の額が市民税・県民税の所得割額から控除されます。

(ア) 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金 (いわゆる「ふるさと納税」)

(イ) 静岡県共同募金会、日本赤十字社静岡県支部に対する寄附金

(ウ) 静岡県又は浜松市が条例で指定した団体に対する寄附金

※寄附した団体などから交付された寄附金の受領証等を添付又は提示していただく必要があります。

【控除額の計算方法】

(1) 基本控除額 = (ア+イ+ウ) ※1 - 2,000円) × (市民税8%・県民税2%)

※1 総所得金額等の30%が上限となります。

(2) 特例控除額※2 = ((ア) - 2,000円) × (下表の割合) × (市民税4/5・県民税1/5)

※2 市民税・県民税の所得割額 (調整控除後) の20%が上限となります。

課税総所得金額 - 人的控除の差の合計額	割合	課税総所得金額 - 人的控除の差の合計額	割合
0円 ~ 1,950,000円	84.895%	9,000,001円 ~ 18,000,000円	56.307%
1,950,001円 ~ 3,300,000円	79.79%	18,000,001円 ~ 40,000,000円	49.16%
3,300,001円 ~ 6,950,000円	69.58%	40,000,001円 ~	44.055%
6,950,001円 ~ 9,000,000円	66.517%		

※0円未満となる又は課税総所得金額がない場合は、この表とは異なる割合を用います。

※ふるさと納税ワンストップ特例制度が適用される場合は、所得税及び復興特別所得税における控除額に代えて、申告特例控除額が加算されます。

⑤外国税額控除

外国にその源泉のある所得について、その国の法令により、所得税等が課された場合には、所得税、県民税及び市民税の控除限度額の範囲内において、まず、所得税から控除し、所得税で控除しきれない場合は、県民税所得割額から控除します。それでも控除しきれない場合は、市民税所得割額から控除します。

※確定申告書に外国の所得税等の額の控除に関する明細書が添付されている場合に適用します。

《配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除》

上場株式等の配当等や源泉徴収口座の上場株式等の譲渡に係る所得について申告があった場合は、配当等を受け取る際や株式等を譲渡する際に差し引かれた配当割額、株式等譲渡所得割額が市民税・県民税の所得割額 (税額控除後) から控除されます。(控除割合は下表のとおりです。)

区分	市民税	県民税
配当割額又は株式等譲渡所得割額	3/5	2/5

市民税・県民税が課税されない人

○均等割・所得割どちらも課税されない人

- ①生活保護法による生活扶助を受けている人
- ②未成年者（平成10年1月3日以降生まれで未婚）、障害者、寡婦又は寡夫に該当し前年の合計所得金額が125万円以下の人
※障害者、寡婦又は寡夫の人が非課税となるためには、申告が必要な場合があります。
- ③前年の合計所得金額が、次の（ア）若しくは（イ）の金額以下の人
 - （ア）315,000円
 - （イ）＜控除対象配偶者又は扶養親族がある場合＞ $315,000円 \times (\text{控除対象配偶者} + \text{扶養親族の数} + 1) + 189,000円$

○所得割が課税されない人（均等割のみ課税されます。）

- ①所得控除の合計額が総所得金額等を上回る人
- ②前年の総所得金額等が、次の（ア）若しくは（イ）の金額以下の人
 - （ア）350,000円
 - （イ）＜控除対象配偶者又は扶養親族がある場合＞ $350,000円 \times (\text{控除対象配偶者} + \text{扶養親族の数} + 1) + 320,000円$

控除対象配偶者、扶養親族・・・P6参照。

「**控除対象配偶者又は扶養親族がある**」とは 確定申告書、扶養控除等申告書や市民税・県民税申告書などで申告し、あなたの控除対象配偶者又は扶養親族とされている親族があることを意味します。

平成30年度 市民税・県民税から適用される主な改正事項

（1）給与所得控除の見直し（上限額の引下げ）

平成26年度税制改正において、給与所得控除の見直しがされ、給与所得控除の上限額が適用される給与収入が、1,000万円（控除額220万円）に引き下げられました。

（2）県費負担教職員制度の見直しに伴う税源移譲

給与負担事務の県から指定都市への移譲に伴い税源移譲を行うこととされ、市民税・県民税の所得割の税率が、市民税（6%）・県民税（4%）から、市民税（8%）・県民税（2%）に変更されました。（所得割の税率の合計（10%）は変わりません。）

また、税率変更にあわせて市民税・県民税の税額控除の割合や控除限度額が（6：4）から（8：2）に変更されました。

（3）医療費控除の申告に必要な書類の変更

医療費控除の明細書の添付が必要になりました。詳しくはP9をご参照ください。

（4）医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）の創設

健康の保持増進及び疾病の予防に一定の取組を行っている場合に医療費控除の特例を選択できるようになりました。詳しくはP9をご参照ください。

平成31年度から、配偶者控除及び配偶者特別控除が変更になります。

平成29年度税制改正において、配偶者控除及び配偶者特別控除が見直されました。

◆配偶者控除

合計所得金額が900万円を超える人は控除額が減少し、1,000万円を超える人は配偶者控除を受けることができなくなります。配偶者の合計所得金額の上限に変更はありません。

◆配偶者特別控除

配偶者特別控除が適用される配偶者の合計所得金額の上限が123万円に引き上げられず、控除額はあなたと配偶者それぞれの合計所得金額に応じて決まります。なお、合計所得金額が1,000万円を超える人は、これまでと同様に配偶者特別控除を受けることができず、